

住宅SW事業、生活困窮者相談事業の支援員・相談員募集の事業概要

住宅ソーシャルワーカー事業（さいたま市・戸田市・蕨市・東松山市・秩父市）

生活保護受給者で無料低額宿泊所（第2種社会福祉事業）入所者及び居宅生活している被保護者で高額家賃、立ち退きや退院予定の精神障害者など「住まい」に困っている人のあらゆる住まいの確保と併せて転居後の日常・社会生活が安心して過ごせるように支援します。「住宅SW事業」では、「住まいは、すべての人間生活の基盤であり、福祉の基礎である」という居住福祉の考え方を軸に支援します。一時宿泊事業も行います。

勤務地

さいたま市中央区の事務所に出勤し、そこを拠点に依頼先(福祉事務所、本人宅、関係機関)に出向きます。

生活困窮自立相談支援事業(県東部福祉事務所管内の町、入間市、加須市、桶川市)

第2のセーフティネットと言われる生活困窮者自立支援法に基づく相談業務です。諸事情で生活困難な状況をかかえている方の相談窓口となります。経済的理由で生活困窮状態にある人の相談はもとより、引きこもりなどの状態にある人の家族からの相談など、多様な相談に対応します。最近ではコロナの影響を受けて、減収や仕事を失ったなどの相談が急増しています。特別対策として住宅確保給付金に関する相談も増えております。この事業に従事する方は、国及び県が定める研修を採用後、受講する必要がありますが、業務上の研修となります。なお、入間市は生活困窮の自立相談業務に加え、福祉総合相談窓口としての業務が加わります。入間市は在籍出向型となり、会で雇用し、その上で入間市に出向し、入間市から辞令がでます。)

勤務地

県東部福祉事務所管内は春日部市内の会事務所を拠点として管内の町に出向きます。入間市、加須市、桶川市は各自治体の福祉事務所内となります。

生活困窮者家計改善支援員(さいたま市、飯能市)

生活困窮者自立相談の支援プランにより、家計改善が必要と見做される生活困窮者を支援します。収入の確保、支出の縮小などを目指すために家計管理表を作成し、世帯の経済状況を「見える化」し、生活課題の解決、改善を図っていきます。その人が大切にしたいことや家計を通して明らかにされる「見えにくい潜在的課題を顕在化」し、自立相談員と連携し支援します。また、さいたま市では生活保護受給者の子どもの大学進学などを推進する支援も行います。

勤務地

さいたま市中央区の事務所を拠点として、10区を対象に支援します。飯能市は月2回、市役所に出向き、市役所内で相談業務に従事します。